

母子健康手帳の改定試案

幸地省子 東北大学第二口腔外科
井上直彦 東京大学分院歯科口腔外科

母子健康手帳に記載されている歯科に関連する事項について、昨年度には問題点を抽出する作業を行って報告した。本年度は、抽出された問題点について具体的に検討し、改善のための試案を作成したので報告する。

：基本的な考え方：

母子健康手帳の試案を検討してゆく上での基本的な考え方は、以下の3点である。

第1に、口腔の健康については、あくまでも全身の中の一部として考え、すべての情報を各発達段階毎にまとめる。現行のものでは、歯科に関する事項が他のものと遊離して取り扱われる傾向が強いという問題点に対応するものである。歯科医学は、医学と分離し独自に歩んでいるように見えるが、乳幼児の口腔の健康についてはあくまでも母子保健全体の中で考えることが、母親に対する教育に際しても最も自然な分かり易い方法であると思われる。

第2は、顎骨の発達に関する項目を導入することである。近年、食生態の都市化が急速に進行するにともなって顎骨の発達が著しく低下してきている。顎骨の発達の低下は、単に歯と顎骨の不調和による不正咬合を増大させるばかりでなく、歯の萌出遅延や萌出期間の延長をもたらして自浄作用の欠如や低下をひき起し、歯の汚れの影響を増幅して齲蝕や歯肉炎の発生にも影響を及ぼしていると考えられる。この予防対策を考えるにあたっては、まず、顎骨の発達の実態を把握する必要がある、そのためには早い時期から咬合の診査を確実に行うことが必須である。また、保健指導の要点は、咬合系の機能を増大させること、すなわち、母乳を十分に吸うこと、離乳食、離乳後の食生活の中に歯ごたえのある食物をバランスよくとり入れることである。これは、従来の栄養素を主体とした食指導に加え、食品の物性を指標とした指導を早急に充実させる必要があることを意味するものである。

第3には、母子健康手帳を1個体の発達過程における健康の問題を網羅し、健康管理の原点として位置づける。妊娠中の栄養のとり方や、歯科疾患とこれに対する治療とに関する指導は、母体の健康に関してももちろん重要であるが、胎児への影響についての配慮を前面に押し出すべきである。また、乳幼児期の歯科治療経過についての記録を残しておくことが必要と考えられる。過去に行ったX線診査や予防処置、投薬、治療が記載されていれば、新たに症状がでたとき、過去の処置内容が把握できるので、この問題に対して適確に対処することができ、こどもに対してもより少ない侵襲ですませることができると思われる。そればかりでなく、母親を健診や治療を通じて子どもの健康の積極的な管理に向って動機づけることや、健康意識の主体が母子複合体からこどもに移行する過程において、健康の自己管理への足がかりにもなるものと考えられる。

：抽出された問題点についての検討：

基本的な考え方にしたがって具体的に検討した結果は、表ならび図に示すとおりである。

1. 手帳の構成に関するもの

1) 歯科健診記録の配置

乳幼児の歯科健診結果の記載欄は、小児科健診結果を記録する頁の中に配置する。現行の手帳では、6-7月以後の各健康診査の中に、歯の数とむし歯の有無を記載する欄があり、それ以外に46頁から3頁にわたって、合計8回の診査の記録欄がもうけられている。指導記事記載欄は各頁に1カ所しかないので、各診査に対応させて記録することができない。また各頁とも、歯列を表わした図形式の保護者の記録欄と表形式の診査の記録欄が混在している。以上のような状況であるため記載事項の把握が難しく、記載洩れや記載事項の読み落としなどが起りやすい。この問題を解決する方法として2つの案が提示された。1つは、歯科に関する情報を1ヶ所にまとめる

母子健康手帳の改訂案の内容

項	頁	主 旨	現 行	改 訂 案
1	0	健診ばかりではなく、疾病の治療についても記載して、母子ともに健康の自己管理を考えていくことができるようにするとともに、医師側が発達と関連する事項を把握できることをねらう。	この手帳は、・・・大切です。診察や保健指導などを受けるときは、必ず持って行き、そのつど書き入れてもらい、・・・利用して下さい。	この手帳は、・・・大切です。健康診査や保健指導などを受けるとき、あるいは病気で診察を受けるときには、必ず持って行きそのつど書き入れてもらい、・・・利用して下さい。
2	2	歯を全身の一部としてとらえ、歯科健診を分離したものは考えない。	◎大切な健康診査 妊娠中は・・・異常が起きたときは軽いうちになおしましょう。	妊娠中は・・・異常が起きたときは軽いうちになおしましょう。むし歯や歯ぐきの病気が進むとレントゲンや、麻酔の注射や、多量の薬が必要になることがあります。早く健診を受け、軽いうちに治療をすませてください
3	3	第2項と同じ主旨	◎歯の衛生	全部削除
4	4	歯のためだけの栄養という考えはなく、身体全体のための栄養という観点から考えていく。また、胎児が発達するための栄養という見方を導入する。	◎栄養のバランスのとれた食事 食事は栄養のバランスのとれたものが望まれます。それには右にあげた6つの基礎食品を適度に組み合わせるようにしましょう。	おなかの赤ちゃんが発育するための栄養も必要です。栄養のバランスのとれた食事を心がけましょう。それには右にあげた6つの基礎食品の中から適度に組み合わせるとるとよいでしょう。バランスのとれた食事をしないと
5	9	医師や保健婦が歯科治療の必要性を把握できるようにする。	質問したいことのおぼえ書	歯科健診 図A
6	14	歯科健診内容は第5項のように扱う。	妊娠中と産後の歯の状態	全部削除
7	17	発達過程の節目に、17、18頁「新生児」にみられるような、こどもの発達に関する情報をとり入れ、母親が適確な行動をとれるようにする。	新生児のみ	適当な発達の節目に保健指導事項を挿入する。できれば色刷がよい。その中に歯科保健に関する最新の内容を記載する。
8	30	第3項の主旨に同じ。	【欄外】 歯をときどき調べてみましょう（結果は・・・）。 むし歯を防ぐため・・・ないようにしましょう。 食後の歯を清潔に・・・しましょう。 むし歯が・・・注意しましょう。 乳歯でも・・・（結果は・・・）	いずれも削除し、第8項で述べた各発達期の指導内容の中に必要に応じて盛り込む。
32				
34				
36				
40				
9	17	これまで言われてきた母乳栄養の利点に加え、あごの発達の観点からも重要であることを母親に認識させる。	◎栄養 新生児には・・・ぜひ与えたいものです。 母乳が出ないようでも・・・出るようになります。	新生児には・・・ぜひ与えたいものです。母乳は栄養、病気の予防、情動の発達に大切だけでなく母乳を吸うことは、あごを発達させているいろいろな食物を

方法であり、もう1つは、歯科の情報を各発達期の健診欄に併記する方法である。医師、歯科医師らが相互に情報を交換して1個体の発達を全体的にみていくためには、歯科健診結果と指導事項を、各発達期の小児科健診結果と併記する方がよい。

妊娠中の歯の状態に関する14頁の記載欄についても、こどもの場合と同じ意味で、産婦人科健診の記録頁の一部に併記した方がよいと思われる。

2) 保健指導事項の配置

歯科に関する保健指導事項の配置をみると、妊娠中については、3頁「歯の衛生」の項に、出生後については、欄外に記載されている。「歯の衛生」に記載されている内容は、栄養と健康診査の2つであり、全身的な保健指導内容の中に入れることができる。出生後については、17-18頁の新生児についての保健指導同様、発達の各節目にも発達の特徴や保健指導事項についての説明の頁をもうけ、その中に歯に関する情報を挿入するのがよいと思われる。

項	頁	主 旨	現 行	改 訂
10	19	早期新生児期での栄養方法を把握できるようにする。	「早期新生児期〔生後1週間以内〕の経過」の「その他」の欄	<p>食べること覚えるための最も基本的なことなのです。またあごの発達が悪いとむし歯や歯ぐきの病気にかかりやすくなります。母乳が出ないようでも・・・なります。</p> <p>栄養方法 晩期新生児期で記載する栄養方法の欄と同じ構成とする。</p> <p>この欄を削除し、同頁に新たに歯の状態の記載欄をもうける。 図B</p>
11	29 31 33	第2項の主旨に同じく、全体の中の1つとして歯科健診を位置づけるとともに、医師・保健婦と相互に情報交換できるようにする。		
12	35 37 39 41 43 45	第11項の主旨に同じであるが発達過程に応じた記載方法とする。	歯 本 むし歯; 無・有 ()	この欄を削除し、同頁に新たに歯の状態の記載欄をもうける。 図C
13	46 47 48	第11項の主旨に同じ、歯の萌出については他の形で情報を提供する(第14項参)。	歯の状態	全面的に削除し、各発達期の健診結果記載欄の頁に別に記載箇所をもうける(第11項、12項参)
14	新	こどもの歯の萌出というエポックを機会に母親が歯科保健への関心をむけるための動機づけの役割と歯の萌出時期についての情報提供という2つの面をもたせる。	46、47、48頁にある歯型の図	歯の萌出時期をグラフ化する。できれば2頁、見開きにする。
15	新	こどもの治療(予防処置を含む)記録欄をもうける。		歯科治療の記録
16	新	唇顎口蓋裂の育成医療等について情報提供する。		【挿入】唇顎口蓋裂(兔唇、みつくち)に対しては、手術と矯正治療との両方が育成治療の対象となります。また、そしゃく障害がある場合には身体障害者(3級または4級)の認定も行われます。
17	新	特定事項の実態調査を行うため、誤りなく該当数字、スコアなどを抽出するため、将来必要となることが予想される項目にコード番号を付しておく。		コード番号のつけ方は、全体をとおして、頁毎に、あるいは内容別など、種々考えられる。
18	新	各発達段階の記録の索引を容易にする。		健診、保健指導事項を発達段階毎に整理して、頁の辺縁部にインデックスをつける。

2. 指導に関する考え方

1) 妊娠中の指導について

現行手帳の3頁にある「歯の衛生」の項には、2つの問題点がある。その1つは、歯に対する特別な効果ということでカルシウムを摂るよう指導していることである。歯だけを考えた栄養摂取ということはありません、4頁の栄養のバランスの項で、胎児の発達と関連させて総合的に述べることの方がより重要である。

もう1つは、母親の歯の健康に対する指導のみで胎児に対する配慮が欠けているという点である。妊婦の歯の状態が問題となるのは、妊婦自身が侵襲に対して弱い状態にあるからということはもちろん重要なことであるが、妊婦の疾病とそれに対する治療が、少なからず胎児の発達に影響を及ぼす可能性が考えられることである。したがって、症状のできるだけ軽いうちに治療をすませた方がよいこと、そのためには歯科健診を早期に受診し、口腔の状態に

図 歯科健康診査記載欄の試案

歯科健康																
年 月 日																
8	7	6	5	4	3	2	1	0	1	2	3	4	5	6	7	8
記録名または診査者名 記録内容: 0, 1, 2, 3, 4 歯の付れ: 0, 1, 2, 3 その他の状態:																
歯の付れ: A, B, C, D, E その他の状態: A, B, C, D, E																

歯の状態									
年 月 日									
E	D	C	B	A	A	B	C	D	E
E	D	C	B	A	A	B	C	D	E
状態や異常 なし あり() A, B, C, D, E									
記録名または診査者名									

歯の状態									
年 月 日									
E	D	C	B	A	A	B	C	D	E
E	D	C	B	A	A	B	C	D	E
う 蝕: 0, 1, 2, 3, 4 歯周病: 0, 1, 2, 3, 4 歯 肉: 0, 1, 2, 3 歯 肉: M, U, L, C, O, X 1, 2, 3, 4, 5 その他の状態: A, B, C, D, E									
記録名または診査者名									

じた妊婦中の口腔の管理方法を把握した方がよいことを、治療、投薬などについての正しい知識とともに明記した方がよい。歯科疾患の治療などは、母親となるべき人がそれ以前に解決しておくべき課題であり、今後、premother の健康教育で再考を要するところでもある。

2) 乳幼児期の指導について

顎骨の発達の低下に対する予防は、授乳の問題にまでさかのぼらなければならない。すなわち母乳のすすめである。新生児の1回の吸引力は3~10mmHgであり、乳汁を吸い出すために要する陰圧は44~60mmHgであるときれているので、1回乳汁を吸い出すためには数回の吸引運動を行わなければならない。これに対して哺乳ピンを用いた場合には、舌で乳首を口蓋に押しつけることや、顎堤間の咬合圧によるわずかの吸引圧で乳汁は押し出されるので、母乳を吸うときに比べて筋の機能量は非常に少なくすむと考えられる。母乳を十分に吸うことは、顎骨の発達にとって基本的条件であることを、今後強調してゆくことが必要である。

さらに離乳期以後は、繊維質の豊富な、原材料型の食物をとり、食生活を通じて健全な咬合を育成していくことが大切となる。栄養学的にも、食物の物性に関しても、バランスのとれた食生活習慣を定着させることは、乳幼児期に完成しておかなければならない育児の基本的な部分であるといえる。

以上の指導に加えて、夜間授乳や夜食の影響、間食のとり方などについての最近の知見を、発達の節目毎に設ける一般的な保健指導事項の中に組み込んだ方がよい。また、保護者の記録欄が設問形式で設けられているが、歯に関連する事項や、顎骨の発達と食生活との関係などについての記事などを必ず入れることが望ましい。

3. 健診内容

これまで齶蝕ばかりでなく、咬合や歯周疾患も健診の対象となっていたが、実績は上がっていない。その理由は、わかりやすい診査基準や記載方法が整備されていなかったためと思われる。そこで、歯科疾患全体を健診対象とした診査基準について検討した。その結果は、本報告書別項「乳幼児歯科健診における診査基準」の中で、各歯科疾患についての重症度とそれに対応する保健指導基準とともに示してある。さらに、この考え方は、他の疾患についても適用することができるので、裏表紙や欄外のいくつかの箇所重症度とそれに対する指導基準を記載するのがよいと思われる。

4. 新規追加項目とその内容

1) こどもの歯科治療記録

基本的な考え方で述べたように、こどもが受けた治療の記録頁を新たに設けることが望ましい。

2) 歯の萌出時期のグラフ

歯の萌出時期をパーセントイルで表わしたグラフを載せ、その中にこどもの歯の萌出時期を記入できるようにする。

3) コード番号

地域保健活動や病因論解析のための資料として用いる場合に備えて、記載項目にコード番号をつけておくと効率がよい。

4) インデックス

各発達段階の記録頁の索引を容易にするため、頁の辺縁にインデックスをつける。

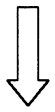
5) 唇顎口蓋裂の育成医療

「おもな母子医療の補助制度」の中に、唇顎口蓋裂の育成医療等についての説明を追加する。

以上述べた具体的な検討結果については、今後、小児科や産婦人科などの関連諸分野との調整が必要である。



検索用テキスト OCR(光学的文字認識)ソフト使用
論文の一部ですが、認識率の関係で誤字が含まれる場合があります



母子健康手帳に記載されている歯科に関連する事項について、昨年度には問題点を抽出する作業を行って報告した。本年度は、抽出された問題点について具体的に検討し、改善のための試案を作成したので報告する。